

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	53,769	62,595	63,356	106,479	251,111
住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 26,094	▲ 24,456	▲ 22,730	▲ 21,030	▲ 19,326
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	27,675	38,139	40,626	85,449	231,785
標準財政規模	1,422,211	1,507,665	1,652,923	1,582,683	1,560,784
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(1.94%)	(2.52%)	(2.45%)	(5.39%)	(14.85%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険特別会計	21,990	28,892	11,493	11,574	17,181
後期高齢者特別会計	24	21	31	35	134
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
簡易水道特別会計	4,124	3,797	182	5,472	12,127
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	53,813	70,849	52,332	102,530	261,227
標準財政規模	1,422,211	1,507,665	1,652,923	1,582,683	1,560,784
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(3.78%)	(4.69%)	(3.16%)	(6.47%)	(16.73%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	220,052	368,595	327,916	358,144	399,127
給食センター特別会計	2,170	2,055	1,444	2,041	2,102
地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	222,222	370,650	329,360	360,185	401,229
標準財政規模	3,832,302	4,030,672	4,293,703	4,175,023	4,176,028
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.79%)	(9.19%)	(7.67%)	(8.62%)	(9.60%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険特別会計	27,593	57,910	61,687	29,364	28,072
後期高齢者医療特別会計	7,916	7,749	8,479	8,897	8,632
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公共下水道事業会計	610,618	637,652	666,989	712,798	742,698
モーターボート競走事業会計	16,626,154	22,092,687	28,435,586	33,239,287	39,938,910
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
国民宿舎特別会計	2,266	2,665	1,143	0	2,110
合計(2)	17,496,769	23,169,313	29,503,244	34,350,531	41,121,651
標準財政規模	3,832,302	4,030,672	4,293,703	4,175,023	4,176,028
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(456.56%)	(574.82%)	(687.12%)	(822.76%)	(984.70%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	359,116	351,758	352,283	357,928	395,856
住宅新築資金等貸付事業特別会計	39,809	53,355	70,575	80,189	97,075
学校給食センター事業特別会計	61	83	85	117	177
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	398,986	405,196	422,943	438,234	493,108
標準財政規模	2,721,954	2,821,961	2,970,947	2,923,221	2,920,486
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(14.65%)	(14.35%)	(14.23%)	(14.99%)	(16.88%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 71,695	▲ 30,795	19,994	43,257	44,803
後期高齢者医療事業特別会計	1,326	1,321	10,886	22,096	21,876
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町立緑ヶ丘病院事業特別会計	▲ 19,843	0	0	0	190,386
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	308,774	375,722	453,823	503,587	750,173
標準財政規模	2,721,954	2,821,961	2,970,947	2,923,221	2,920,486
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(11.34%)	(13.31%)	(15.27%)	(17.22%)	(25.68%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	318,506	455,781	637,306	619,254	563,459
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	318,506	455,781	637,306	619,254	563,459
標準財政規模	7,168,434	7,438,485	7,849,313	7,776,127	7,919,576
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.44%)	(6.12%)	(8.11%)	(7.96%)	(7.11%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
宇美町国民健康保険特別会計	116,372	5,694	374,488	69,254	62,261
宇美町後期高齢者医療特別会計	20,459	20,852	21,884	24,342	26,293
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宇美町上水道事業会計	501,006	510,419	512,380	528,533	499,238
宇美町流域関連公共下水道事業会計	0	0	19,758	183	0
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	956,343	992,746	1,565,816	1,241,566	1,151,251
標準財政規模	7,168,434	7,438,485	7,849,313	7,776,127	7,919,576
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(13.34%)	(13.34%)	(19.94%)	(15.96%)	(14.53%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	254,659	487,296	514,109	476,324	399,215
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	254,659	487,296	514,109	476,324	399,215
標準財政規模	3,244,516	3,424,425	3,653,267	3,592,398	3,661,489
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(7.84%)	(14.23%)	(14.07%)	(13.25%)	(10.90%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大木町国民健康保険特別会計	▲ 16,348	▲ 35,709	▲ 66,118	▲ 133,938	▲ 172,102
大木町後期高齢者医療特別会計	7,196	5,386	6,623	8,428	9,602
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大木町水道事業会計	971,051	975,348	866,486	875,780	893,599
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	1,216,558	1,432,321	1,321,100	1,226,594	1,130,314
標準財政規模	3,244,516	3,424,425	3,653,267	3,592,398	3,661,489
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(37.49%)	(41.82%)	(36.16%)	(34.14%)	(30.87%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	298,982	450,500	670,002	654,483	540,388
住宅新築資金等貸付事業特別会計	5,921	-	-	-	-
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	304,903	450,500	670,002	654,483	540,388
標準財政規模	6,228,483	6,463,782	6,867,788	6,760,543	6,916,196
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.89%)	(6.96%)	(9.75%)	(9.68%)	(7.81%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険事業特別会計	21,067	156,599	265,270	333,520	228,419
後期高齢者医療特別会計	15,628	18,114	19,468	23,436	25,833
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水道事業会計	421,478	463,420	490,967	396,332	346,839
下水道事業会計	333,530	396,887	463,037	442,070	405,840
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	1,096,606	1,485,520	1,908,744	1,849,841	1,547,319
標準財政規模	6,228,483	6,463,782	6,867,788	6,760,543	6,916,196
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(17.60%)	(22.98%)	(27.79%)	(27.36%)	(22.37%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	185,350	182,860	356,618	549,264	260,820
遠賀町住宅新築資金等貸付事業会計	287	240	305	295	604
遠賀霊園事業特別会計	7,571	8,152	5,075	6,887	3,734
地域下水道事業特別会計	0	-	-	-	-
遠賀町土地取得会計	61	50	50	49	53
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	193,269	191,302	362,048	556,495	265,211
標準財政規模	4,174,290	4,393,366	4,689,940	4,597,372	4,675,846
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.62%)	(4.35%)	(7.71%)	(12.10%)	(5.67%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険事業特別会計	6,467	14,741	36,062	21,553	119,394
後期高齢者医療特別会計	1,550	4,336	3,345	9,151	4,000
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
下水道事業会計	27,151	26,394	31,456	36,508	38,437
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	228,437	236,773	432,911	623,707	427,042
標準財政規模	4,174,290	4,393,366	4,689,940	4,597,372	4,675,846
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.47%)	(5.38%)	(9.23%)	(13.56%)	(9.13%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	352,847	547,203	876,651	669,984	787,948
住宅新築資金等貸付事業特別会計	337	354	356	269	272
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	353,184	547,557	877,007	670,253	788,220
標準財政規模	8,683,717	9,147,492	9,785,421	9,718,309	10,010,950
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.06%)	(5.98%)	(8.96%)	(6.89%)	(7.87%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険特別会計	▲ 1,335	▲ 89,136	▲ 120,284	▲ 28,127	▲ 12,169
後期高齢者医療特別会計	27,881	26,397	25,787	29,028	31,645
介護保険特別会計(保険事業勘定)	125,176	112,189	71,476	97,442	62,357
介護保険特別会計(介護サービス勘定)	270	163	4,240	6,987	7,739
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水道事業会計	1,372,769	1,479,892	1,600,511	1,728,754	1,647,589
流域関連公共下水道事業会計	858,077	918,183	1,005,982	1,076,211	1,087,521
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	2,736,022	2,995,245	3,464,719	3,580,548	3,612,902
標準財政規模	8,683,717	9,147,492	9,785,421	9,718,309	10,010,950
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(31.50%)	(32.74%)	(35.40%)	(36.84%)	(36.08%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	570,701	573,631	168,450	115,083	115,631
学校給食センター特別会計	▲ 1,766	▲ 1,269	▲ 994	▲ 686	▲ 417
住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 529,603	▲ 520,669	0	-	-
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	39,332	51,693	167,456	114,397	115,214
標準財政規模	4,873,252	5,021,476	5,332,966	5,269,066	5,311,146
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(0.80%)	(1.02%)	(3.14%)	(2.17%)	(2.16%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険事業勘定特別会計	64,408	15,728	61,848	9,263	44,340
後期高齢者医療特別会計	3,424	2,772	2,842	4,478	5,291
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	107,164	70,193	232,146	128,138	164,845
標準財政規模	4,873,252	5,021,476	5,332,966	5,269,066	5,311,146
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(2.19%)	(1.39%)	(4.35%)	(2.43%)	(3.10%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	356,070	358,247	553,698	416,308	417,177
住宅改修資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	356,070	358,247	553,698	416,308	417,177
標準財政規模	3,099,158	3,244,875	3,547,724	3,488,697	3,527,531
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(11.48%)	(11.04%)	(15.60%)	(11.93%)	(11.82%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険事業特別会計	36,198	10,527	36,766	28,605	16,583
後期高齢者医療特別会計	3,959	3,330	3,253	3,197	2,793
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
水道事業会計	357,386	312,296	324,324	331,134	305,141
工業用水道事業会計	20,645	16,401	11,735	8,509	7,484
生活排水処理事業特別会計	-	-	-	-	67,374
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
生活排水処理事業特別会計	0	0	4,600	63,202	-
宅地造成事業					
合計(2)	774,258	700,801	934,376	850,955	816,552
標準財政規模	3,099,158	3,244,875	3,547,724	3,488,697	3,527,531
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(24.98%)	(21.59%)	(26.33%)	(24.39%)	(23.14%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	662,313	735,584	834,141	539,009	1,275,336
土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
住宅新築資金等特別会計	2,341	2,335	2,617	3,111	1,277
京都郡公平委員会特別会計	231	525	786	807	301
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	664,885	738,444	837,544	542,927	1,276,914
標準財政規模	9,338,425	9,794,260	9,517,574	10,282,608	10,851,912
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(7.11%)	(7.53%)	(8.79%)	(5.28%)	(11.76%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険特別会計	▲ 187,432	▲ 93,427	▲ 26,897	▲ 9,880	▲ 17,915
後期高齢者医療特別会計	3,916	4,486	5,538	6,763	6,862
介護保険特別会計	32,183	12,336	30,542	55,969	106,355
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水道事業会計	1,247,336	1,310,337	1,325,787	1,262,543	1,256,026
下水道事業会計	202,987	156,579	134,352	208,158	241,237
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
苅田臨空産業団地開発事業特別会計	315,798	322,044	322,831	325,278	365,836
合計(2)	2,279,673	2,450,799	2,629,697	2,391,758	3,235,315
標準財政規模	9,338,425	9,794,260	9,517,574	10,282,608	10,851,912
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(24.41%)	(25.02%)	(27.62%)	(23.26%)	(29.81%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	46,901	72,395	575,495	713,773	361,223
住宅新築資金等特別会計	0	22	0	0	0
鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計	0	0	0	1,250	0
鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計	0	0	0	0	0
地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	46,901	72,417	575,495	715,023	361,223
標準財政規模	4,605,074	4,761,442	5,108,807	4,998,696	5,180,616
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(1.01%)	(1.52%)	(11.26%)	(14.30%)	(6.97%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険事業特別会計	54,267	94,582	68,183	40,262	69,445
後期高齢者医療特別会計	1,809	1,330	800	1,450	1,510
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
鞍手町水道事業会計	417,483	437,129	421,828	435,721	452,100
鞍手町下水道事業会計	-	-	12,968	39,437	33,970
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	37	0	-	-	-
宅地造成事業					
合計(2)	520,497	605,458	1,079,274	1,231,893	918,248
標準財政規模	4,605,074	4,761,442	5,108,807	4,998,696	5,180,616
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(11.30%)	(12.71%)	(21.12%)	(24.64%)	(17.72%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	210,428	350,028	381,056	285,185	361,334
住宅新築資金等貸付事業特別会計	703	754	668	6,703	513
土地取得特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
一般会計等					
合計(1)	211,131	350,782	381,724	291,888	361,847
標準財政規模	3,229,836	3,428,489	3,685,215	3,569,881	3,611,059
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(6.53%)	(10.23%)	(10.35%)	(8.17%)	(10.02%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険特別会計	43,809	59,742	62,524	70,592	51,836
後期高齢者医療特別会計	1,887	1,565	2,385	2,734	2,616
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
資金不足・剰余額	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水道事業会計	532,947	573,952	610,058	612,948	629,869
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	789,774	986,041	1,056,691	978,162	1,046,168
標準財政規模	3,229,836	3,428,489	3,685,215	3,569,881	3,611,059
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(24.45%)	(28.76%)	(28.67%)	(27.40%)	(28.97%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	338,627	387,273	419,719	409,725	400,781
一般会計等に属する特別会計					
奨学資金特別会計	733	1,930	185	-	-
住宅新築資金等特別会計	847	1,376	1,524	-	-
合計(1)	340,207	390,579	421,428	409,725	400,781
標準財政規模	3,011,208	3,113,475	3,270,901	3,174,708	3,199,169
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(11.29%)	(12.54%)	(12.88%)	(12.90%)	(12.52%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険特別会計	31,050	41,779	30,621	18,923	19,008
後期高齢者医療特別会計	3,615	3,946	3,370	4,421	3,921
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
上毛町農業集落排水事業会計	-	-	-	-	2,093
上毛町簡易水道事業会計	-	-	-	-	5,051
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
農業集落排水事業特別会計	444	537	526	9,836	-
簡易水道事業特別会計	1,473	1,724	1,130	13,884	-
宅地造成事業					
工業等用地造成事業特別会計	4,708	10,162	125,710	125,134	1
合計(2)	381,497	448,727	582,785	581,923	430,855
標準財政規模	3,011,208	3,113,475	3,270,901	3,174,708	3,199,169
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(12.66%)	(14.41%)	(17.81%)	(18.32%)	(13.46%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	62,814	123,351	230,302	300,191	106,741
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	62,814	123,351	230,302	300,191	106,741
標準財政規模	2,670,100	2,794,186	2,942,098	2,914,526	2,969,361
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(2.35%)	(4.41%)	(7.82%)	(10.29%)	(3.59%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小竹町国民健康保険特別会計	23,945	78,043	134,760	35,806	16,918
小竹町後期高齢者医療特別会計	658	434	307	78	822
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
小竹町立病院事業特別会計	▲ 79,875	▲ 99,826	▲ 61,441	▲ 101,966	▲ 184,057
小竹町水道事業特別会計	107,651	123,111	108,787	121,071	115,933
小竹町下水道事業特別会計	-	-	-	-	28,599
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
小竹町農業集落排水事業特別会計	40	0	0	1,633	-
小竹町公共下水道事業特別会計	0	0	0	14,693	-
宅地造成事業					
合計(2)	115,233	225,113	412,715	371,506	84,956
標準財政規模	2,670,100	2,794,186	2,942,098	2,914,526	2,969,361
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.31%)	(8.05%)	(14.02%)	(12.74%)	(2.86%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	541,657	631,144	1,594,758	531,929	338,552
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	541,657	631,144	1,594,758	531,929	338,552
標準財政規模	6,012,189	6,306,186	6,628,481	6,494,151	6,719,379
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(9.00%)	(10.00%)	(24.05%)	(8.19%)	(5.03%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険特別会計	▲ 84,483	▲ 17,072	3,981	49,059	80,406
後期高齢者医療特別会計	2,148	1,601	2,676	2,651	3,201
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法適用企業					
水道事業会計	580,385	612,013	654,725	678,900	740,554
流域関連公共下水道事業会計	181,094	229,744	250,354	270,082	261,407
法非適用企業					
篠栗北地区産業団地整備事業特別会計	▲ 136,021	0	0	0	-
合計(2)	1,084,780	1,457,430	2,506,494	1,532,621	1,424,120
標準財政規模	6,012,189	6,306,186	6,628,481	6,494,151	6,719,379
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(18.04%)	(23.11%)	(37.81%)	(23.60%)	(21.19%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	327,657	836,348	1,314,602	1,189,763	673,483
住宅新築資金等貸付事業特別会計	12,447	12,391	0	-	-
公共施設公益施設整備拡充基金特別会計	0	0	0	0	-
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	340,104	848,739	1,314,602	1,189,763	673,483
標準財政規模	8,596,701	9,048,181	9,623,297	9,309,977	9,614,033
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(3.95%)	(9.38%)	(13.66%)	(12.77%)	(7.00%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険特別会計	41,900	40,353	149,504	130,906	123,443
後期高齢者医療特別会計	26,849	26,349	28,495	31,311	28,001
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水道事業会計	1,905,461	1,908,516	1,951,933	2,039,860	2,051,230
流域関連公共下水道事業会計	790,151	855,765	966,958	1,069,066	1,116,943
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	3,104,465	3,679,722	4,411,492	4,460,906	3,993,100
標準財政規模	8,596,701	9,048,181	9,623,297	9,309,977	9,614,033
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(36.11%)	(40.66%)	(45.84%)	(47.91%)	(41.53%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	290,459	351,384	608,529	521,421	428,976
住宅新築資金等貸付事業特別会計	20	15	11	0	-
相島診療所事業特別会計	2,322	1,949	3,439	3,120	2,027
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	292,801	353,348	611,979	524,541	431,003
標準財政規模	6,365,347	6,747,209	7,262,089	7,072,093	7,296,605
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.59%)	(5.23%)	(8.42%)	(7.41%)	(5.90%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険特別会計	11,235	32,450	61,593	47,330	15,019
後期高齢者医療特別会計	2,523	5,427	3,531	3,544	3,414
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水道事業会計	1,055,894	1,045,608	1,045,134	1,009,520	946,760
公共下水道事業会計	163,406	219,146	237,183	236,086	252,150
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
簡易水道事業特別会計	1,075	826	1,050	2,087	16,109
渡船事業特別会計	12,357	3,403	2,938	3,382	4,009
相島漁業集落環境整備事業特別会計	722	720	1,643	3,114	8,458
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	1,540,013	1,660,928	1,965,051	1,829,604	1,676,922
標準財政規模	6,365,347	6,747,209	7,262,089	7,072,093	7,296,605
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(24.19%)	(24.61%)	(27.05%)	(25.87%)	(22.98%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	409,019	416,307	382,100	368,747	287,992
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	409,019	416,307	382,100	368,747	287,992
標準財政規模	5,593,250	5,878,925	6,364,765	6,089,921	6,318,026
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(7.31%)	(7.08%)	(6.00%)	(6.05%)	(4.55%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険特別会計	66,033	6,877	4,343	7,143	2,604
後期高齢者医療特別会計	18,001	17,985	22,553	27,076	31,061
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水道事業会計	486,649	590,749	657,783	682,545	759,260
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 公共下水道事業特別会計	6,753	6,735	6,780	6,936	87,882
農業集落排水事業特別会計	3,895	3,051	2,795	3,622	15,933
法非適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	990,350	1,041,704	1,076,354	1,096,069	1,184,732
標準財政規模	5,593,250	5,878,925	6,364,765	6,089,921	6,318,026
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(17.70%)	(17.71%)	(16.91%)	(17.99%)	(18.75%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	315,434	318,141	502,514	385,387	175,507
住宅新築資金等貸付事業特別会計	202	142	141	145	175
バス事業特別会計	293	255	251	206	455
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	315,929	318,538	502,906	385,738	176,137
標準財政規模	3,485,702	3,641,454	3,868,133	3,696,187	3,656,585
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(9.06%)	(8.74%)	(13.00%)	(10.43%)	(4.81%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険事業勘定特別会計	59,363	46,058	62,007	85,136	71,995
後期高齢者医療事業特別会計	933	615	976	1,456	759
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水道事業会計	369,859	344,381	299,813	254,096	203,919
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	746,084	709,592	865,702	726,426	452,810
標準財政規模	3,485,702	3,641,454	3,868,133	3,696,187	3,656,585
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(21.40%)	(19.48%)	(22.38%)	(19.65%)	(12.38%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	336,792	434,775	633,944	640,857	636,627
土地取得特別会計	4,516	4,592	4,640	4,676	4,705
一般会計等に属する特別会計					
一般会計等					
合計(1)	341,308	439,367	638,584	645,533	641,332
標準財政規模	3,790,860	3,950,514	4,282,600	4,213,600	4,356,659
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(9.00%)	(11.12%)	(14.91%)	(15.32%)	(14.72%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険特別会計	147,776	100,318	88,753	73,123	39,391
後期高齢者医療保険特別会計	0	0	0	845	0
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
資金不足・剰余額	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
下水道事業会計	-	-	-	-	50,706
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
下水道事業特別会計	0	0	0	58,928	-
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	489,084	539,685	727,337	778,429	731,429
標準財政規模	3,790,860	3,950,514	4,282,600	4,213,600	4,356,659
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(12.90%)	(13.66%)	(16.98%)	(18.47%)	(16.78%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	253,617	288,244	579,530	581,294	296,536
住宅新築資金等貸付事業特別会計	14,686	15,446	25,720	23,392	6,590
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	268,303	303,690	605,250	604,686	303,126
標準財政規模	7,518,496	7,740,316	8,200,826	8,009,988	8,145,248
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(3.56%)	(3.92%)	(7.38%)	(7.54%)	(3.72%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険事業特別会計	169,560	132,578	96,796	47,888	12,879
後期高齢者医療特別会計	1,416	2,012	1,679	1,522	2,846
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
水道事業会計	396,487	446,581	493,701	546,736	592,309
下水道事業会計	87,482	196,889	263,720	356,048	435,056
農業集落排水事業特別会計	-	-	0	-	-
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
工業用地造成事業特別会計	1,703	1,313	364	470	9,145
合計(2)	924,951	1,083,063	1,461,510	1,557,350	1,355,361
標準財政規模	7,518,496	7,740,316	8,200,826	8,009,988	8,145,248
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(12.30%)	(13.99%)	(17.82%)	(19.44%)	(16.63%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	91,893	68,250	117,937	113,417	92,567
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	91,893	68,250	117,937	113,417	92,567
標準財政規模	1,398,839	1,488,745	1,635,285	1,636,189	1,707,884
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(6.56%)	(4.58%)	(7.21%)	(6.93%)	(5.41%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険事業	4,882	43,904	28,180	85	45
後期高齢者医療	670	430	0	276	415
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
簡易水道事業	▲ 22,372	4,314	5,561	8,109	8,907
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	75,073	116,898	151,678	121,887	101,934
標準財政規模	1,398,839	1,488,745	1,635,285	1,636,189	1,707,884
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.36%)	(7.85%)	(9.27%)	(7.44%)	(5.96%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	130,645	323,910	529,475	588,855	584,330
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	130,645	323,910	529,475	588,855	584,330
標準財政規模	2,969,431	3,126,051	3,416,066	3,328,103	3,492,206
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(4.39%)	(10.36%)	(15.49%)	(17.69%)	(16.73%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険特別会計	28,294	18,591	28,225	27,755	70,526
後期高齢者医療特別会計	5,657	5,167	5,564	5,296	5,992
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
水道事業会計	515,343	553,124	556,481	541,127	531,107
下水道事業会計	102,344	12,491	7,988	104,550	103,107
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
草場地区再開発事業特別会計	43,084	33,741	0	-	-
宅地造成事業					
合計(2)	825,367	947,024	1,127,733	1,267,583	1,295,062
標準財政規模	2,969,431	3,126,051	3,416,066	3,328,103	3,492,206
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(27.79%)	(30.29%)	(33.01%)	(38.08%)	(37.08%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	94,130	172,064	473,215	387,552	174,459
住宅新築資金等貸付特別会計	1,282	1,487	0	-	-
広川防災ダム管理特別会計	2,953	1,408	3,511	1,754	537
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	98,365	174,959	476,726	389,306	174,996
標準財政規模	4,514,169	4,680,561	4,949,283	4,878,709	4,988,719
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(2.17%)	(3.73%)	(9.63%)	(7.97%)	(3.50%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険特別会計	51,487	25,923	48,279	43,525	30,758
後期高齢者医療特別会計	7,905	7,915	8,661	8,056	8,403
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水道事業会計	966,671	1,043,622	1,092,126	1,175,708	1,246,957
下水道事業会計	79,396	95,109	125,034	145,341	155,101
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	1,203,824	1,347,528	1,750,826	1,761,936	1,616,215
標準財政規模	4,514,169	4,680,561	4,949,283	4,878,709	4,988,719
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(26.66%)	(28.78%)	(35.37%)	(36.11%)	(32.39%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	758,588	1,178,759	1,642,988	1,035,892	1,086,798
住宅新築資金貸付事業特別会計	6,390	8,502	12,354	2,632	6,203
公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	0
一般会計等に属する特別会計					
一般会計等					
合計(1)	764,978	1,187,261	1,655,342	1,038,524	1,093,001
標準財政規模	7,089,402	7,135,857	7,426,360	7,187,527	7,242,487
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(10.79%)	(16.63%)	(22.29%)	(14.44%)	(15.09%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険特別会計	▲ 6,853	33,555	96,863	130,122	117,544
後期高齢者医療特別会計	1,038	939	942	1,106	2,505
国民健康保険福智町立診療所特別会計	▲ 557,979	▲ 129,207	▲ 131,882	▲ 67,918	▲ 114,195
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
資金不足・剰余額	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	201,184	1,092,548	1,621,265	1,101,834	1,098,855
標準財政規模	7,089,402	7,135,857	7,426,360	7,187,527	7,242,487
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(2.83%)	(15.31%)	(21.83%)	(15.32%)	(15.17%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	331,209	394,082	618,948	605,478	701,533
一般会計等に属する特別会計					
合計(1)	331,209	394,082	618,948	605,478	701,533
標準財政規模	5,742,638	5,953,254	6,340,819	6,234,373	6,374,822
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(5.76%)	(6.61%)	(9.76%)	(9.71%)	(11.00%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険事業特別会計	77,254	47,099	81,861	53,035	37,933
後期高齢者医療特別会計	12,204	14,971	18,040	20,110	19,838
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
会計名(公営企業会計)	資金不足・剰余額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公共下水道事業会計	254,622	301,218	316,857	338,192	280,897
法適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業 宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	675,289	757,370	1,035,706	1,016,815	1,040,201
標準財政規模	5,742,638	5,953,254	6,340,819	6,234,373	6,374,822
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(11.75%)	(12.72%)	(16.33%)	(16.30%)	(16.31%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

1. 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

会計名	実質収支額				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計	639,508	637,171	1,105,481	1,156,171	875,524
住宅新築資金等事業特別会計	▲ 107,269	▲ 84,290	▲ 68,127	▲ 61,611	▲ 49,536
土地取得特別会計	764	764	764	0	0
一般会計等に属する特別会計					
一般会計等					
合計(1)	533,003	553,645	1,038,118	1,094,560	825,988
標準財政規模	6,594,954	6,730,728	6,995,472	6,841,424	6,908,379
実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(8.08%)	(8.22%)	(14.83%)	(15.99%)	(11.95%)
会計名(公営事業会計:除く公営企業)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国民健康保険事業特別会計	62,732	2,311	83,602	33,681	1,587
後期高齢者医療特別会計	3,951	3,095	4,226	4,524	3,895
介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	24,152	-	-	-	-
介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	0	-	-	-	-
介護保険事業特別会計	-	75,992	93,894	67,227	13,115
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計					
資金不足・剰余額	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水道事業特別会計	561,381	588,750	520,055	530,558	526,433
下水道事業特別会計	102,099	140,187	119,594	155,813	155,898
法適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
法非適用企業					
宅地造成事業以外					
宅地造成事業					
合計(2)	1,287,318	1,363,980	1,859,489	1,886,363	1,526,916
標準財政規模	6,594,954	6,730,728	6,995,472	6,841,424	6,908,379
連結実質赤字比率(%)	-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))	(19.51%)	(20.26%)	(26.58%)	(27.57%)	(22.10%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

